

令和 8 年 9 月 1 8 日
スポーツ振興課 清塚
内線 4 3 7 7
外線 2 2 5 - 1 3 9 3

令和 8 年度生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体 表彰（文部科学大臣表彰）の決定について

地域スポーツの振興に顕著な成果をあげた個人及び団体を表彰する標記文部科学大臣表彰について、本県候補者の中から、下記のとおり令和 8 年度の被表彰者が決定した旨、スポーツ庁より通知がありましたのでお知らせします。

1 本県における被表彰者・被表彰団体名

（1）生涯スポーツ功労者（3 名）

田賀 時夫（たが ときお）	石川県ライフル射撃協会副会長
南 進（みなみ すすむ）	志賀町ペタンク・ブール協会会長
北端 芳子（きたはた よしこ）	いしかわ福祉水泳協会副会長

（2）生涯スポーツ優良団体（4 団体）

HMC	（加賀市）
小松市ラグビーフットボール協会	（小松市）
輪島市ゲートボール協会	（輪島市）
能美市パークゴルフ協会	（能美市）

2 表彰式

（1）日 時	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）
	① 表彰式 1 4 時 1 5 分～1 5 時 0 0 分
	② 記念撮影 1 5 時 1 5 分～1 5 時 4 5 分
（2）場 所	中央合同庁舎第 7 号館 3 階講堂 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

※文部科学大臣より、表彰状及び記念品が贈られる。

3 審査及び推薦基準

生涯スポーツ功労者	市町村などの地域又は職域において、引き続いて 10 年以上スポーツの普及奨励のための企画又は指導に特に尽力した者でおおむね 40 歳以上、現在もスポーツを熱心に指導している者であること。
生涯スポーツ優良団体	(スポーツクラブ) 地域又は職域のスポーツクラブで、自発的加入による会員数が少なくとも 10 人以上であって、その活動運営が定期的、計画的、組織的に行われ、設立後少なくとも 5 年以上経過し、かつ、その活動が当該地域又は職場のスポーツの振興に貢献している等他のクラブの範に足るものであること。 (スポーツクラブ以外の団体) 地域又は職域の団体で、設立後少なくとも 5 年以上経過し、当該団体内においてスポーツがあまねく普及しており、組織的にスポーツ活動を行っているとともに、その活動が地域の住民又は職場の従業員の健康・体力の増進等に貢献していること。